平成２３年（再イ）第１号
山形県酒田市錦町１丁目７番地の14
再生債務者　佐藤　正紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月18日　山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（再イ）第３６号
福島県相馬郡飯舘村佐須字前乗23番地
再生債務者　菅野みつよ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月18日　福島地方裁判所

平成２３年（再イ）第４号
茨城県牛久市小坂町1893番地の26
再生債務者　武田　友紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月18日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２３年（再イ）第６号
千葉県八街市雁丸11番地22
再生債務者　小野　進
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月18日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（再イ）第９９号
相模原市中央区宮下本町１丁目７番16号
ジュネスハイムＣ202
再生債務者　井上　公一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月18日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（再イ）第１３号
愛知県安城市今池町２丁目１番１号　ユープ野村Ｅ―712
再生債務者　新里　全幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再イ）第１４号
三重県四日市市生桑町1879番地２
再生債務者　南口　寿治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月18日　津地方裁判所四日市支部

平成２２年（再イ）第２５４号
京都市伏見区羽束師菱川町559番地の19
再生債務者　小林　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月18日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再イ）第１２５号
兵庫県赤穂市折方1044番地の２
再生債務者　板橋　誠二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月18日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（再イ）第１４７号
広島市西区田方２丁目40番23号
再生債務者　亀谷　和義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月18日
広島市地方裁判所民事第４部

計量法施行規則第百二十一条に基づく環境計量講習に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第十二号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、環境計量講習（濃度関係）及び環境計量講習（騒音・振動関係）に関し必要な事項を次のように公告する。

平成二十三年五月二十一日　独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　野間口　有

一　受講資格　計量士国家試験（濃度関係又は騒音・振動関係）に合格した者で、計量法第百二十二条二項一号（登録）及び施行規則第五十一条（登録条件）に定める条件に満たない者

二　講習期間

（濃度関係）

第１回　平成二十三年八月二十日から平成二十三年八月二十一日まで
第２回　平成二十三年九月十二日から平成二十三年九月十六日まで
第３回　平成二十三年九月二十七日から平成二十三年九月二十九日まで
第４回　平成二十三年十月十一日から平成二十三年十月十四日まで
第５回　平成二十三年十月十八日から平成二十三年十月二十一日まで
第６回　平成二十三年十月二十五日から平成二十三年十月二十八日まで
第７回　平成二十三年十一月十五日から平成二十三年十一月十八日まで
第８回　平成二十三年十二月六日から平成二十三年十二月九日まで
第９回　平成二十三年十二月十三日から平成二十三年十二月十六日まで
第10回　平成二十三年十二月十九日から平成二十三年十二月二十二日まで
第11回　平成二十四年一月十日から平成二十四年一月十三日まで
第12回　平成二十四年一月十七日から平成二十四年一月二十日まで

なお、実施回数については、受講申請者数により判断する。

（騒音・振動関係）

第１回　平成二十三年九月五日から平成二十三年九月九日まで
第２回　平成二十三年十月三日から平成二十三年十月七日まで
第３回　平成二十三年十一月七日から平成二十三年十一月十一日まで
第４回　平成二十三年十一月二十八日から平成二十三年十二月二日まで

なお、実施回数については、受講申請者数により判断する。

三　講習会場

独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センター実習棟
茨城県つくば市東一丁目一番一号　中央第五

四　講習の概要

環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）になろうとする者に必要な実習

五　受講料

（濃度関係）　九万千百円
（騒音・振動関係）　五万七千七百円

六　受講定員

（濃度関係）　各回三十名
（騒音・振動関係）　各回三十名

七　受講申請書提出期間　平成二十三年五月二十一日から平成二十三年六月二十日まで（郵送による場合は、最終日消印有効とする。ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。）